募集要項別紙４

審査方法及び審査基準

１　委託事業者選定方法

令和９年執行予定統一地方選挙に係る啓発事業の企画・運営業務委託公募型プロポーザル募集要項に記載の参加資格要件を満たす提案者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーション内容を審査して、提案内容の評価点が合格最低点を満たし、かつ最も高い提案者を委託事業者として選定する。

２　審査方法

提案者から提出のあった企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションについて、次表の提案内容評価表に基づき、審査を行う。

審査の結果、次項に述べる評価点が合格最低点を満たし、かつ最も高い提案者を委託事業者候補とし、選定委員から意見を受けたうえで、委託事業者を決定する。

なお、複数の提案者の評価点の合計が同点となった場合は、提案内容評価表の次の項目の順に評価点を比較し、当該項目の評価点が最も高い者を委託事業者とし、これも同点である場合はくじ引きにより委託事業者を決定する。

①「企画提案書全体」
②「業務実施体制」
③「特定テーマ２に関する提案」

（提案内容評価表）

評価項目	審査内容	項目点	加重	評価点
企画提案書全体	本業務の目的及び趣旨を十分に理解した企画提案となっているか。 事業者と発注者の役割分担及び業務遂行のための工程が明確に示されているか。	5	3	15
業務実施体制	業務実施体制について具体的かつ明確に記述されており、かつ、業務を適切かつ柔軟に実施するために必要な経験等を有するスタッフ配置体制が確保されているか。	5	3	15
	過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。また、業務責任者は実績として上げた業務において中心的に参画したかどうか。	5	1	5
	積算根拠に示された内訳金額は、業務遂行内容の妥当性が確保されているか。	5	1	5

評価項目	審査内容	項目点	加重	評価点
特定テーマ１に関する提案	啓発の実施に当たり、示す考え方に根拠や合理性があるか。	5	3	15
	啓発効果が期待できるか。	5	3	15
特定テーマ２に関する提案	啓発の実施に当たり、示す考え方に根拠や合理性があるか。	5	3	15
	事業者から提示される内容の評価に当たって、着眼点が「若年層や子育て世代」に対する啓発効果が高く、パブリシティ効果が見込まれ、かつ実施可能であるか。	5	3	15
合計点				100

※特定テーマについて（仕様書については、別紙１参照）

◇特定テーマ１について

仕様書「５業務内容」（１）から（７）に示す項目について、事業者が考える効果的な啓発を実施するうえでの着眼点を示すこと。

◇特定テーマ２について

仕様書「５業務内容」（８）に示す項目について、事業者が考える「若年層及び子育て世代」に対する啓発効果が期待できるパブリシティ効果の高い啓発を実施するに当たっての考え方及び内容を示すこと。

３　評価基準

(1)　評価点の考え方

評価点は、次に述べる「各評価項目の点数」に「項目加重」を乗じ、それらを合計することにより算出する。評価点の満点は 100 点とする。

(2)　各評価項目の点数

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、選定委員が各評価項目を採点する。選定委員が事業実施に必要十分と判断する提案内容であれば基準点数の「３点」とし、これと比べて非常に高いレベルの提案は「５点」、高いレベルの提案は「４点」、低いレベルの提案は「２点」、非常に低いレベルの提案は「１点」として、５段階で評価する。

(3)　項目加重の設定

各評価項目の重要度に応じて、１～３の項目加重を設定する。このとき、すべての評価項目が「５点」である場合に評価点が満点となるように、項目加重を設定する。

(4)　合格最低点

合格最低点は評価点の満点の 60 パーセントとする。

(5)　その他

募集要項別紙４

各評価項目について企画提案書に記述がない、募集要項、別紙１「業務委託仕様書」及び別紙３「企画提案書作成要項」に示す基準・内容を大きく逸脱している場合は、失格とし、採点しない。

また、企画提案書の総ページ数が、別紙３「企画提案書作成要項」に記載のページ数の上限を超えて提出した提案者の評価点は、３（1）で算出した点数から５点減点した点数とする。

以　上